

## 談合その他不正行為に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

( 総則 )

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

( 談合その他不正行為に係る解除 )

第2条 津山市（以下「発注者」という。）は、契約の相手方（以下「受注者」という。）（受注者が共同企業体である場合は、その代表者又は構成員）が契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約の全部又は一部を解除することができるものとし、このために受注者に損害が生じても、発注者は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条または第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項若しくは第8条の3の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第10項若しくは同項を準用する第8条の3の規定の適用によって課徴金の納付を命じなかったとき。
- (3) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6（談合罪）又は同法第198条（贈賄罪）又は独禁法第89条の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、請負代金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

3 受注者が前項の違約金を発注者が指定する期限までに支払わないときは、受注者は当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年あたり政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

4 前2項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、違約金又は遅延利息を連帯して発注者に支払わなければならない。

5 第1項の規定により契約を解除した場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

6 第1項の規定による契約解除に伴う措置については、契約の規定による。

( 談合その他不正行為に係る違約金の支払 )

第3条 受注者は、契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定は、契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の場合において、受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員は、違約金及び賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。